

個別所得補償モデル対策が 4月からスタートします!!

食糧の自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農のみなさまに、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円が定額交付されます。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行われます。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10アール当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定



交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は21年度の出荷・販売の実績のある方で、10a(1反歩)以上水稻の作付をされている方

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積


例：22a(2反2畝)作付の場合

$22a - 10a = 12a \rightarrow \rightarrow \rightarrow 12a$ (1反2畝)が交付対象面積

加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払われます。

加入の申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～3月になります。

	農家からの申請	国等からの通知
22年 4～6月	加入申請書及び 作付面積確認依頼書提出	
9月		作付確認証明の通知
10月		交付対象面積の通知
11月	交付申請書提出 (作付確認証明を添付)	
12月		<div style="text-align: center;">  <p>交付金支払 (12月～3月)</p> </div>
23年 1月		
2月		
3月		

お問い合わせ先

担当窓口	郵便番号	住所	連絡先	FAX
農林水産省 大臣官房政策課 戸別所得補償制度推進チーム	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03(6744)1850	
関東農政局 生産経営流通部農産課	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(740)0409	048(601)0533
山梨農政事務所 農政推進課	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-5-9	055(226)6611	055(237)4452
山梨農政事務所 地域課	407-0015	山梨県韮崎市若宮1-2-21	0551(22)7101	0551(22)7147
山梨農政事務所 甲府統計・情報センター	400-0049	山梨県甲府市富竹2-2-26	055(224)3258	055(224)3260
山梨農政事務所 甲州統計・情報センター	404-0043	山梨県甲州市塩山下於曾537	0553(33)2267	0553(32)3326

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。

【 http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html 】

